

木造住宅耐震診断・耐震改修補助金の内容を一部変更します

昭和56年5月31日以前に建築された木造一戸建て住宅又は2分の1以上が居住の用に供される兼用住宅につきまして、補助金を交付します。今年度から新たに町外業者利用も可能となりました。その場合は、木造住宅耐震診断補助金は3万円を限度に、木造住宅耐震改修補助金は20万円を限度に交付します。町内業者利用の場合は、補助額の25%を加算し交付します。

木造住宅耐震診断・耐震改修補助金は、診断・改修工事着手前の申請が必要です。診断・改修工事後の申請は、受付できませんので注意してください。

※申請方法などの詳しい内容については、企業支援課までお問い合わせください。

問合せ 企業支援課 ☎62-0720

嵐山町まもり隊を募集します

町では、町民の皆様や企業・各種団体の皆様とともに協働による、安心して暮らせる住みよい地域づくりを推進することを目的として、次に掲げる活動を行うグループ等を「嵐山町まもり隊」として登録し、活動に対する支援を行います。

対象となる活動

コミュニティ、福祉、農業、防犯、防災など、日常生活の様々な面において、「嵐山町を守っていきい」「支えていきい」という気持ちを持ち、グループで行うボランティア活動を対象とします。

対象となる団体

原則として構成員が3名以上のグループで、2年以上継続して活動できるグループを対象とします。

- (例) ・自治会等
・子供会、老人会
・企業、NPO
・有志団体 など

支援の内容

嵐山町まもり隊の活動内容に応じて次の支援を行います。

- ・ボランティア保険への加入
- ・活動に必要な資機材の支給
ゴミ拾い等の清掃活動：軍手、ゴミ袋、清掃用具等
除草活動：鎌、刈り払い機用燃料、チップソー等
各種見守り活動：まもり隊キャップの支給等



その他

嵐山町まもり隊として活動していただける場合は、登録申請の手続きが必要となります。詳しくは地域支援課までお問合せください。また、ホームページに詳細を掲載しておりますのでご覧ください。

問合せ 地域支援課 ☎62-2152

<http://www.town.ranzan.saitama.jp/>

子育て高齢者応援リフォーム補助金の交付を27年度より行います

嵐山町では、子育て世帯及び高齢者対応の住宅改善を促進するとともに、町民生活向上を図るため、住宅リフォーム工事に要する費用に対して補助金を交付します。

子育て高齢者応援リフォーム補助金は、工事着手前の申請が必要です。工事着手後の申請は、受付できませんので注意してください。

1. 補助対象要件

- (1) 申請時において、個人住宅を所有し、その住宅所在地に住民登録があること。
- (2) 申請時において、町税（国民健康保険税を含む。）を滞納していないこと。
- (3) 町で実施している介護保険住宅改修費等の他の住宅改修補助金又は助成金を受けていないこと。
- (4) 20万円以上のリフォーム工事であること。
- (5) 子育て世帯（15歳に達する日の属する年度の末日までの間にある子を扶養している世帯）及び高齢者世帯（65歳以上同居）の改修のみ対象
- (6) 昭和56年6月1日以降に建築された個人住宅であること。（兼用住宅の場合は、2分の1以上が住居の用に供されるものに限る。）

2. 補助対象経費

- (1) 子育てに必要な居室、浴室、玄関、トイレ等の改修工事及び付帯工事（転入に伴う中古住宅のリフォームも可）
- (2) 高齢者対応改修工事及び付帯工事（手摺取付、段差解消、滑り防止、扉交換、便器取替等）

3. 補助額

- (1) 町外業者を利用した場合は、工事金額の100分の10に相当する額で20万円を限度とします。
- (2) 町内業者を利用した場合は、補助額の25%を加算した額。

4. 対象外

新築、増築、改築に該当する場合。

※申請方法などの詳しい内容については、企業支援課までお問い合わせください。

問合せ 企業支援課 ☎62-0720

安心安全耐震化促進リフォーム補助金の交付を27年度より行います

嵐山町では、耐震改修促進計画に基づき、木造住宅の所有者が行う耐震改修工事を促進するとともに、町民の居住環境の向上を図るため、耐震改修工事に併せて行う住宅リフォーム工事に要する費用に対して補助金を交付します。

安心安全耐震化促進リフォーム補助金は、工事着手前の申請が必要です。工事着手後の申請は、受付できませんので注意してください。

1. 補助対象要件

- (1) 昭和56年5月31日以前に建築された個人所有の一戸建て住宅又は2分の1以上が居住の用に供される兼用住宅で耐震診断及び耐震設計に基づく耐震改修工事を前提とし、耐震改修工事に併せて行うリフォームであり、木造住宅の屋根、外壁、内壁、天井、床、設備等のリフォームであること。
- (2) 町内に木造住宅を所有し、住民登録を行い、自ら居住していること。
- (3) 補助金申請時に町税（国民健康保険税を含む。）を滞納していないこと。
- (4) 20万円以上のリフォーム工事であること。

2. 補助額

- (1) 町外業者を利用した場合は、工事金額の100分の10に相当する額で20万円を限度とします。
- (2) 町内業者を利用した場合は、補助額の25%を加算した額。

3. 対象外

- (1) 門、塀、柵等の外構工事又は庭園の整備等
- (2) コンクリート、アスファルト等による舗装費
- (3) 家具、家庭用電気機械器具等の購入費
- (4) 物置、車庫等の設置費
- (5) その他、町長が補助対象として適当でないと認めるもの

※申請方法などの詳しい内容については、企業支援課までお問い合わせください。

問合せ 企業支援課 ☎62-0720

